

初診時選定療養費改定のお知らせ

当院では、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の患者さまには、初診料とは別に初診時選定療養費をご負担いただいております。

初診時選定療養費とは、「病院と診療所の機能分担推進の観点から、他の医療機関等からの紹介なしに受診される患者さまについては、自己の選択に係るものとして保険診療費とは別に療養費を徴収する」ことが定められています。

現在 **3,240 円 (税込)** をご負担いただいておりますが、地域の医療機関とより強く連携を推進すること、診療報酬上の規定も変更となることを踏まえ、平成 30 年 4 月 1 日より **5,400 円 (税込)** に改定させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。 よろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

* 初診の方は、なるべく他医療機関よりの紹介状をご持参いただくようお願い申し上げます。

* 初診時選定療養費をご負担いただく患者さま

- ① 当院に初めて来院される方
- ② 今回の受診が、今までの診療と同一の病名、同一の症状であっても、任意に診療を中止して 1 ヶ月以上経過した場合。(連絡をいただかない予約キャンセルは任意での診療中止となります。)
- ③ 病気が医師の診断で治癒となった後、再び受診される方。
- ④ 急性病名のみの場合 (例：風邪で受診し、数週間後打撲で受診した場合)

* 初診であっても以下の場合、選定療養費はご負担いただきません

- ① 他の医療機関よりの紹介状をお持ちの方
- ② 時間外・休日・深夜に救急患者として緊急に受診された方
- ③ 身体障害者法、生活保護法等の公費医療の方
- ④ 当院に通院中で新たに別の診療科を受診する方

補足事項

*前回の症状がいったん治まった、もしくは治療を継続していない場合は、治癒とみなされます。

*どの程度間隔があくと治癒とみなされるかは疾患によって異なります。

疾患によっては最終来院日より 1 ヶ月以上間隔があくと治癒したと判断される場合もあります。

*歯科とその他の科は健康保険上別の取り扱いとなりますので、該当する場合はそれぞれの選定療養費をご負担いただきます。

* ご不明な点は、総合受付窓口にお尋ね下さい。

平成 30 年 2 月

独立行政法人地域医療機能推進機構
東京山手メディカルセンター 院長